

令和元年10月1日

新潟事務センターが埼玉広域事務センターに統合されます

現在、日本年金機構における各種届書の審査・入力・決定事務等は、事務センターで行っておりますが、一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、以下のとおり新潟事務センターが統合されることとなりました。

【統合される事務センター】

日本年金機構 新潟事務センター

【統合先の事務センター】

名称：日本年金機構 埼玉広域事務センター

所在地：〒330-8530

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20

住友生命浦和テクノシティビル

【統合日】

令和元年10月1日

《事務センターの統合に伴う届書の送付について》

現在、新潟事務センターへ送付している各種届書については、**令和元年10月1日以降は埼玉広域事務センターへ送付**願います。

- ※ 広域事務センターは、郵送のみの受付対応となります。
なお、届書作成や制度についてのご相談等は、年金事務所へお問い合わせください。
- ※ 電子申請（e-Gov）を利用した届出については、提出先に変更はありません。
現行と同様に、〇〇年金事務所（新潟事務センター）を選択してください。
（〇〇には管轄年金事務所名）
- ※ 令和元年10月1日より前は、埼玉広域事務センターでは事務処理を行うことができませんので、必ず令和元年10月1日以降に送付願います。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は最寄りの年金事務所へお問い合わせください。（裏面をご確認ください）

【お問い合わせ先】

年金事務所	住 所	電 話 番 号 ※自動音声によりご案内します
新潟西	〒951-8558 新潟市中央区西大畑町 5191-15	025-225-3008 (厚生年金適用調査課)
長岡	〒940-8540 長岡市台町 2-9-17	0258-88-0006 (厚生年金適用調査課)
上越	〒943-8534 上越市西城町 3-11-19	025-524-4115 (厚生年金適用調査課)
柏崎	〒945-8534 柏崎市幸町 3-28	0257-38-0568 (厚生年金適用徴収課)
三条	〒955-8575 三条市興野 3-2-3	0256-32-2820 (厚生年金適用調査課)
新発田	〒957-8540 新発田市新富町 1-1-24	0254-23-2128 (厚生年金適用調査課)
六日町	〒949-6692 南魚沼市六日町北沖 93-17	025-716-0008 (厚生年金適用徴収課)

※音声ガイダンスで「3」を選択しますと、再度音声ガイダンスが流れますので「2」を選択してください。